

改正後

(1 別表一)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 F B 0 6 1 2

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、申告区分、法人区分、事業種目、同非区分、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書 令和 年 月 日 (中間申告の場合) 令和 年 月 日 税理士法第30条の2の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (Income or loss), 法人税額 (Corporate tax), 課税標準 (Tax base), 所得地方法人税額 (Income local corporate tax). Rows include calculations for income tax, foreign tax, and local tax.

税理士名

改正前

(1 別表一)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 F B 0 6 1 1

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、申告区分、法人区分、事業種目、同非区分、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書 令和 年 月 日 (中間申告の場合) 令和 年 月 日 税理士法第30条の2の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (Income or loss), 法人税額 (Corporate tax), 課税標準 (Tax base), 所得地方法人税額 (Income local corporate tax). Rows include calculations for income tax, foreign tax, and local tax.

税理士名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分) 令三・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(2 別表一次葉)

事業年度等		法人名			
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)	49	000	(49)の15%又は19%相当額 52		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	50	000	(50)の22%相当額 53		
その他の所得金額 (1)-(49)-(50)	51	000	(51)の19%又は23.2%相当額 54		
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (29)	55	000	(55)の10.3%相当額 57		
課税留保金額に対する法人税額 (30)	56	000	(56)の10.3%相当額 58		
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の額の計算	所得金額又は欠損金額	59	この申告前の額の計算		
	課税土地譲渡利益金額	60			
	課税留保金額	61			
	法人税額	62			
	還付金額	63			
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))	64			
この申告前の額の計算	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65	この申告前の額の計算		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66			
	この申告により納付すべき地方法人税額((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は((71)-(44))+(72)-(44)の外書))	73			
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	74	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	76	00
同上 (別表三(二)「28」)	75	0			
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 (別表六(二)「57」)	77		控除しきれなかった金額 (77)-(78)	79	
控除した金額 (38)	78				

別表一次葉 合四・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2 別表一次葉)

事業年度等		法人名	
法人税額の計算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%又は19%相当額 53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額 54
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の19%又は23.2%相当額 55
地方法人税額の計算			
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額 58
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額 59
この申告が修正申告である場合の計算			
この申告前の額の計算	所得金額又は欠損金額	60	この申告前の額の計算
	課税土地譲渡利益金額	61	
	課税留保金額	62	
	法人税額	63	
	還付金額	64	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((16)-(63))若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))	65	
この申告前の額の計算	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66	この申告前の額の計算
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67	
	この申告により納付すべき地方法人税額((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73))又は((72)-(45))+(73)-(45)の外書))	74	

別表一次葉 合三・四・一以後終了事業年度等分

(3 別表一の二)

連

納税地 電話() - ()	法人区分 普通法人 協同組合等又は 特定非営利活動法人	連結申告 連結グループ 整理番号	一連番号
連結親 法人名 法人番号	同非区分 特別会社 同業会社 非同業会社	連結事業年度 (至)	売上金額 十萬 千圓 百圓
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告区分 法人税 申告区分

令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の
場合の計算期間 令和 年 月 日)

1 連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	17 所得税の額 (別表六の二「16の①」)
2 法人税額 (53) + (54) + (55)	18 外国税額 (別表六の二「16」)
3 法人税額の特別控除額 (別表六の二「3」「4」)	19 計 (17) + (18)
4 差引法人税額 (2) - (3)	20 控除した金額 (13)
5 連結親税の承認を取り消された 場合等における控除された 法人税額の特別控除額の加算額	21 控除しなかった金額 (19) - (20)
6 課税土地譲渡利益金額 (別表三「(24)」+別表三 「(25)」	22 土地譲渡税額 (別表三「(27)」)
7 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	23 同上 (別表三「(28)」)
8 課税連結留保金額 (別表三の二「4」)	24 同上 (別表三「(23)」)
9 同上に対する税額 (別表三の二「8」)	25 所得税額等の差付金額 (21)
10 法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	26 連結中間納付額 (15) - (14)
11 仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	27 連結欠損金の 繰戻しによる 差付請求税額 計 (25) + (26) + (27)
12 控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)	28 控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)
13 差引連結所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	29 連結中間申告分の 法人税額 (14) - (15)
14 連結中間申告分の 法人税額	30 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)
15 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額上、マイナス (14) - (15)の場合は、(36)へ記入)	31 翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)
16	32

33 課税所得の金額に 対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)の計算 結果	45 この申告による差付金額 (43) - (42)
34 課税連結留保金額に 対する法人税額	46 連結所得の金額 に対する法人税額 (68)
35 課税標準法人税額 (33) + (34)	47 課税連結留保金額 に対する法人税額 (69)
36 地方法法人税額 (58)	48 課税標準法人税額 (70)
37 課税連結留保金額に係る地方法法人税額 (59)	49 この申告により納付 すべき地方法法人税額 (74)
38 所得地方法法人税額 (36) + (37)	
39 外国税額の控除額 (別表六の二「20」)	
40 仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法法人税額	
41 差引地方法法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	
42 中間申告分の地方法法人税額	
43 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額上、マイナス (42) - (43)の場合は、(45)へ記入)	
44	

銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所
 口座
番号 ゆうちょ銀行の
貯金記号番号
 ※ 税務署処理欄

(3 別表一の二)

連

納税地 電話() - ()	法人区分 普通法人 協同組合等又は 特定非営利活動法人	連結申告 連結グループ 整理番号	一連番号
連結親 法人名 法人番号	同非区分 特別会社 同業会社 非同業会社	連結事業年度 (至)	売上金額 十萬 千圓 百圓
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告区分 法人税 申告区分

令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の
場合の計算期間 令和 年 月 日)

1 連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	17 所得税の額 (別表六の二「16の①」)
2 法人税額 (53) + (54) + (55)	18 外国税額 (別表六の二「16」)
3 法人税額の特別控除額 (別表六の二「3」「4」)	19 計 (17) + (18)
4 差引法人税額 (2) - (3)	20 控除した金額 (13)
5 連結親税の承認を取り消された 場合等における控除された 法人税額の特別控除額の加算額	21 控除しなかった金額 (19) - (20)
6 課税土地譲渡利益金額 (別表三「(24)」+別表三 「(25)」	22 土地譲渡税額 (別表三「(27)」)
7 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	23 同上 (別表三「(28)」)
8 課税連結留保金額 (別表三の二「4」)	24 同上 (別表三「(23)」)
9 同上に対する税額 (別表三の二「8」)	25 所得税額等の差付金額 (21)
10 法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	26 連結中間納付額 (15) - (14)
11 仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	27 連結欠損金の 繰戻しによる 差付請求税額 計 (25) + (26) + (27)
12 控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)	28 控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)
13 差引連結所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	29 連結中間申告分の 法人税額 (14) - (15)
14 連結中間申告分の 法人税額	30 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)
15 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額上、マイナス (14) - (15)の場合は、(36)へ記入)	31 翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)
16	32

33 課税所得の金額に 対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)の計算 結果	45 この申告による差付金額 (43) - (42)
34 課税連結留保金額に 対する法人税額	46 連結所得の金額 に対する法人税額 (68)
35 課税標準法人税額 (33) + (34)	47 課税連結留保金額 に対する法人税額 (69)
36 地方法法人税額 (58)	48 課税標準法人税額 (70)
37 課税連結留保金額に係る地方法法人税額 (59)	49 この申告により納付 すべき地方法法人税額 (74)
38 所得地方法法人税額 (36) + (37)	
39 外国税額の控除額 (別表六の二「20」)	
40 仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法法人税額	
41 差引地方法法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	
42 中間申告分の地方法法人税額	
43 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額上、マイナス (42) - (43)の場合は、(45)へ記入)	
44	

銀行 本店・支店 郵便局名等
 金庫・組合 出張所 預金
 農協・漁協 本所・支所
 口座
番号 ゆうちょ銀行の
貯金記号番号
 ※ 税務署処理欄

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書... 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書... 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(4 別表一の二 (次葉))

連 結 事 業 年 度 等		・ ・		法人名	
法 人 税 額 の 計 算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54	
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55	
地 方 法 人 税 額 の 計 算					
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58	
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	この申告前の 連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45)+(73)-(45の外書))	74
翌期へ繰り越す連結欠損金	67				

別表一の二次葉 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(4 別表一の二 (次葉))

連 結 事 業 年 度 等		・ ・		法人名	
法 人 税 額 の 計 算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54	
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55	
地 方 法 人 税 額 の 計 算					
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58	
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	この申告前の 連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45)+(73)-(45の外書))	74
翌期へ繰り越す連結欠損金	67				

別表一の二次葉 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

(5 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法 FB0902

納税地、令和年月日、税務署長殿、事業種目、青色申告、一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人名、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書
(中間申告の場合 令和 年 月 日)

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」), 法人税額 (48) + (49), 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」), 差引法人税額 (2) - (3), リース特別控除取戻税額等, 法人税額計 (4) + (5), 分配調整外国税相当額の控除額 (別表六(七)「7」), 控除税額 (6) - (7) + (5)のうち少ない金額, 差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8), 欠の掛金 (別表七「1」の合計), 等額 (別表七「1」の合計), この申告が修正申告である場合のこの申告書の所得金額又は欠損金額 (62), (54)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額 (53)と(54)のうち少ない金額, 控除しきれなかった金額 (54) - (24), (61)のうち長期控除等の特典に係る法人税額から控除できる金額 (59)と(61)のうち少ない金額, 控除しきれなかった金額 (61) - (26), 合計 (19) - (26) + (20) - (24), 中間申告分の法人税額, 差引確定 (中間申告の場合) 法人税額 (40) - (41), 課税標準法人税額 ((6) + (6)の外額) + ((13) + (18)の外額), 所得地方法人税額 (72), 分配調整外国税相当額の控除額 (別表六(七)「7」)と(59)のうち少ない金額, 外国税額の控除額 (別表六(三)「47」), 差引地方法人税額 (37) - (38) - (39), 中間申告分の地方法人税額, 差引確定 (中間申告の場合) 地方法人税額 (40) - (41), この申告による差付金額 (41) - (40)

税理士名

(5 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法 FB0902

納税地、令和年月日、税務署長殿、事業種目、青色申告、一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人名、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書
(中間申告の場合 令和 年 月 日)

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」), 法人税額 (48) + (49), 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」), 差引法人税額 (2) - (3), リース特別控除取戻税額等, 法人税額計 (4) + (5), 分配調整外国税相当額の控除額 (別表六(七)「7」), 控除税額 (6) - (7) + (5)のうち少ない金額, 差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8), 欠の掛金 (別表七「1」の合計), 等額 (別表七「1」の合計), この申告が修正申告である場合のこの申告書の所得金額又は欠損金額 (62), (54)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額 (53)と(54)のうち少ない金額, 控除しきれなかった金額 (54) - (24), (61)のうち長期控除等の特典に係る法人税額から控除できる金額 (59)と(61)のうち少ない金額, 控除しきれなかった金額 (61) - (26), 合計 (19) - (26) + (20) - (24), 中間申告分の法人税額, 差引確定 (中間申告の場合) 法人税額 (40) - (41), 課税標準法人税額 ((6) + (6)の外額) + ((13) + (18)の外額), 所得地方法人税額 (72), 分配調整外国税相当額の控除額 (別表六(七)「7」)と(59)のうち少ない金額, 外国税額の控除額 (別表六(三)「47」), 差引地方法人税額 (37) - (38) - (39), 中間申告分の地方法人税額, 差引確定 (中間申告の場合) 地方法人税額 (40) - (41), この申告による差付金額 (41) - (40)

税理士名

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分)...

改正後

(6 別表一の三 (次葉))

		事業年度等	法人名					
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	46	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	55	000
		その他の所得金額 (1)-(46)	47	000		その他の所得金額 (13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	
	控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	50			所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	59	
		外国税額 (別表六の三「15」)	51			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額 (19)	60	
		計 (50)+(51)	52			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (59)-(60)	61	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (8)	53					
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (52)-(53)	54					
	この申告が修正申告である場合の計算							
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62			この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63			この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67		
	この申告前の法人税額	68			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (30)-(68)若しくは(30)+(69)又は((69)-(34))	70	外	
この申告前の還付金額	69	外				00		

地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額 ((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

別表一の三次葉 令四・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(6 別表一の三 (次葉))

		事業年度等	法人名					
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	46	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	55	000
		その他の所得金額 (1)-(46)	47	000		その他の所得金額 (13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	
	控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	50			所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	59	
		外国税額 (別表六の三「15」)	51			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額 (19)	60	
		計 (50)+(51)	52			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (59)-(60)	61	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (8)	53					
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (52)-(53)	54					
	この申告が修正申告である場合の計算							
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62			この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63			この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64			この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67		
	この申告前の法人税額	68			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (30)-(68)若しくは(30)+(69)又は((69)-(34))	70	外	
この申告前の還付金額	69	外				00		

地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額 ((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

別表一の三次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分

(削 除)

(7 別表三(一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 : : 法人名

留保金額に対する税額の計算		課税留保金額	
課税留保金額	税額	課税留保金額	税額
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額	1 000 (1) の 10 % 相当額 6	留保所得金額 (別表四「48の②」)	9 円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2 000 (2) の 15 % 相当額 6	当前期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3 000 (3) の 20 % 相当額 7	期中期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	11
計(21) (1)+(2)+(3)	4 000 計 (5)+(6)+(7) 8	法人税額及び地方税法税額の合計額 (((別表「4」+「5」+「7」+「10の外資」-「12」-「19」)-別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+(別表「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六(五の二)「5の③」-(別表「4」+「5」+「7」+「10の外資」))と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12
		住民税額 (28)	13
		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14
		法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15
		連結法人間配当等の当期支払額	16
		連結法人間配当等の当期受取額	17
		他の法人の株式又は出資の基準時の直前における譲渡価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18
		当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(16)+(17)-(18)	19
		留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20
		課税留保金額 (19)-(20)	21 000
		中小企業者等以外の法人 ((別表「2」+「5」+「7」+「10の外資」-「12」-「19」)-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十三)「28」-別表六(三十四)「13」)	22
		中小企業者等 ((別表「2」+「5」+「7」+「10の外資」-「12」-「19」)-別表六(九)「21」-別表六(十二)「11」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「19」-別表六(二十)「39」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十五)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「21」-別表六(三十二)「16」-別表六(三十一)「22」-別表六(三十二)「35」-別表六(三十三)「28」-別表六(三十四)「13」)	23
		住民税額 ((22)又は(23))×10.4%	24
		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25
		調整地方税額に係る控除額 $\left[(24) + (別表「12」+「18」) \right] \times 20\%$	26
		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27
		住民税額 (24)-(27)	28

別表三(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

(削除)

(8 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	：	：	法 人 名
----------------------------	---	---	-------------

連結留保金額に対する税額の計算			
課税連結留保金額	税額		
年 3,000 万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額	1	円 000	(1) の 10 % 相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2	円 000	(2) の 15 % 相当額 6
年 1 億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円 000	(3) の 20 % 相当額 7
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円 000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税連結留保金額の計算			
当 期 連 結 留 保 金 額	9	円	当 期 連 結 法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0) 15
前 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「19」の合計額) 16
結 算 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「20」の合計額) 17
連 結 法 人 税 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 額 の 合 計 額 (((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」 -「19」)-別表六の二(二の二)「5」の③)と0のい ずれか多い金額)+((別表一の二「36」-「40」-「 41」)と0のいずれか多い金額)-((別表六の二(二 の二)「5」の③)-((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」 の外書))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12		他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 価 値 額 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表一「18」) 18
の 計 算	13		計 算 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18) 19
住 民 税 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「16」の合計額)	13		連 結 留 保 控 除 額 (別表三の二付表一「32」) 20
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (別表三の二付表二「17」の合計額)	14		課 税 連 結 留 保 金 額 (19)-(20) 21 000

別表三の二 令三・四・一以後終了連結事業年度分

(削 除)

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 年 度 : : 法 人 名 ()

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算					
連 結 個 別 留 保 税 額 (8)+(9)+(10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (1) の 合 計 額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (3) × $\frac{(1)}{(2)}$	4	
連 結 留 保 税 額 の 計 算					
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (24) 又 は (3,000 万 円 × $\frac{1}{12}$) の い ず れ か 少 ない 金 額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((24) - (5)) 又 は (1 億 円 × $\frac{1}{12}$ - (5)) の い ず れ か 少 ない 金 額	6		(6) の 15 % 相 当 額	9	
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10	
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算					
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「66」の②)	11	円	(別表一の二「6」+「7」) 及 び (別表一の二「10」の 外 費) の うち、帰 せ ら れ る 金 額	26	円
前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前 期 の (13))	12		個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	26	
留 当 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13		連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (25) + (26) - (別表一の二「12」の うち 帰 せ ら れ る 金 額) - 別 表 六 の 二 (二) 付 表 「18」 - 別 表 六 の 二 (十) 「10」 - 別 表 六 の 二 (十 一) 「19」 - 別 表 六 の 二 (十 二) 「20」 - 別 表 六 の 二 (十 九) 「19」 - 別 表 六 の 二 (十 三) 「20」 - 別 表 六 の 二 (十 四) 「25」 - 別 表 六 の 二 (十 五) 「13」	27	
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	14		連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (25) + (26) - (別表一の二「12」の うち 帰 せ ら れ る 金 額) - 別 表 六 の 二 (二) 付 表 「18」 - 別 表 六 の 二 (六) 付 表 「17」 - 別 表 六 の 二 (九) 付 表 「11」 - 別 表 六 の 二 (十) 「10」 - 別 表 六 の 二 (十 一) 「19」 - 別 表 六 の 二 (十 二) 「20」 - 別 表 六 の 二 (十 五) 「12」 - 別 表 六 の 二 (十 六) 「11」 - 別 表 六 の 二 (十 七) 付 表 「17」 + (20) - 別 表 六 の 二 (十 九) 「19」 - 別 表 六 の 二 (十 二) 「20」 - 別 表 六 の 二 (十 一) 付 表 「6」 - 別 表 六 の 二 (十 四) 付 表 「8」 - 別 表 六 の 二 (十 五) 付 表 「7」 - 別 表 六 の 二 (十 七) 「10」 - 別 表 六 の 二 (十 八) 「16」 - 別 表 六 の 二 (十 九) 「12」 - 別 表 六 の 二 (十 三) 「25」 - 別 表 六 の 二 (十 一) 「13」	28	
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 から 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 を 控 除 し た 金 額	15		住 民 税 額 (26) 又 は (27) 又 は (28) の い ず れ か 多 い 金 額 × 10.4%	29	
住 民 税 額 (34)	16		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額) × 40%	30	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三)の六「9」)	17		((27) 又 は (28) + (別表一の二「12」の うち 帰 せ ら れ る 金 額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31	
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (15) + (16) - (17) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	18		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[\begin{matrix} (26) \text{ 又 は } (31) \text{ の い ず れ か 多 い } \\ \text{金 額} \end{matrix} \right] \times 20\%$	32	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又 は (32) の い ず れ か 少 ない 金 額	33	
の 連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20		算 出 し た 場 合 住 民 税 額 (29) - (33)	34	
計 他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 額 得 債 権 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21				
算 当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は 0)	23				
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24				

別表三の二付表二 合三・四・一以後終了連結事業年度分

改正後

(7 別表六(二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等 . . . 法人名

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分 ②
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五)の二「5」②-別表十七(三)の六「1」 (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	25
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	納付した控除対象外国法人税額	26
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	実際費等の損金不算入額	27
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額	28
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	6		29
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7		30
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8		31
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	9		32
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10		33
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		34
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47の①)	12		35
小 計 (11)+(12) (マイナスの場合は0)	13		36
非課税国外所得の金額 (47の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	14	貸倒引当金の繰入額	37
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		38
(10) × 90%	16		39
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		40
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18		41
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19		42
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20		43
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21		44
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22		45
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23	小 計	46
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	計 (25)+(36)-(46)	47

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	48	円	地方法人税控除限度額 (52) × $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	円
法人税の控除限度額 (18)	49		地方法第12条第1項により控除できる金額 ((50)と(53)のうち少ない金額)	54	
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50		(54)又は当初申告税額控除額	55	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	56	
地方法人税額の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の二「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(51)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	52		外国税額の控除額 (55)+(56)	57	

別表六(二)

令四・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(10 別表六(二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等 . . . 法人名

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分 ②
当期の法人税額 (別表一「4」-別表六(五)の二「5」②-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	21
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3	納付した控除対象外国法人税額	22
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	実際費等の損金不算入額	23
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」の①)	5	貸倒引当金の戻入額	24
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		25
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		26
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		27
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		28
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		29
小 計 (9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		30
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12	貸倒引当金の繰入額	33
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		34
(8) × 90%	14		35
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15		36
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16		37
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額)	17		38
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		39
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		40
((17)+(18)+(19))又は当初申告税額控除額	20	小 計	42
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20	計 (21)+(32)-(42)	43

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)	47	000
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額の計算 (47) × 10.3% - ((別表六(五)の二「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)-(47)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	48	
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方法人税控除限度額 (48) × $\frac{(15)}{(8)}$	49	
			外国税額の控除額 ((46)と(49)のうち少ない金額)	50	

別表六(二)

令三・四・一以後終了事業年度等分

(8 別表六(二)付表五)

(追加)

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等 : : 法人名

別表六(二)付表五 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書					
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の「5」の③) -別表十七(三)の六「1」 (マイナスの場合は0)	1	円	(19) 非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2		(19) 非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23	
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の三「5」)	5		加算調整額 (22) × (19) (23)	24	
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三「11」)	6		調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		(19) 調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26	
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		(14) × 90%	27	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		調整金額 (28) × (19) (23)	29	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		調整前控除限度額 (2) × (30) (14)	31	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		(31) 調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32	
計 (3) + (4) + (5) - (6) - (7) + (8) + (9) - (10) - (11) + (12)	13		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33	
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計) - 「12」の計) (マイナスの場合は0)	14		控除限度調整額 (32) × (31) (33)	34	
当期の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15		法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47」の①)	16				
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②) + 別表六(二)付表一「26」)	17				
(17)のうち0を超える金額	18				
加算前国外所得金額 (15) + (16) - (18)	19				

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

地方法人税課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	円	(39) 調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40	円
地方法人税額の計算 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (36))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41	
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		控除限度調整額 (40) × (39) (41)	42	
調整前控除限度額 (38) × (30) (14)	39		地方法人税控除限度額 (39) - (42) (マイナスの場合は0)	43	

(9) 別表六(二)付表六

(追 加)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等 : : 法人名

別表六(二)付表六 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「22」)	税 額 控 除 額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」+「20」+「21」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に 加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から 控除した金額	調整後過去税額 控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額 相当額 (((5) - (1)) 又は 当初申告税額控 除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額 相当額 (((1) - (5)) 又は 当初申告税額控 除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
: :	円	円	円	円	円	円	円
: :							
: :							
: :							
: :							
: :							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「55」)	税 額 控 除 額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	(9)につき地方法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に 加算した金額	(9)につき地方法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から 控除した金額	調整後過去税額 控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額 相当額 (((12) - (8)) 又は 当初申告税額控 除不足額相当額)	(8) > (12) の場合 税額控除超過額 相当額 (((8) - (12)) 又は 当初申告税額控 除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
: :	円	円	円	円	円	円	円
: :							
: :							
: :							
: :							
: :							
計							

(削除)

(11 別表六(三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	控除国				
地方税法 (別表六(二)「49」、別表六(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2		道府県民税				
道府県民税 (1)×1%又は別表六(三)付表「28の④」)	3		市町村民税				
市町村民税 (1)×6%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4		計				
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)				
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
.	国 税	円	円		円	外 円	
	道府県民税						
	市町村民税						
.	国 税			円		外	円
	道府県民税						
	市町村民税						
.	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
.	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
.	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
合 計	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
	計 (30)+(31)+(32)						
当 期 分	国 税	(7)			(11)	外 (10)-(11)	
	道府県民税	(8)					
	市町村民税	(9)					(33)の②
	計 (34)+(35)+(36)	(10)	(33)の②				

別表六(三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正後

(10 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 等	法人名	()
---------------------------------	-----	-----

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分	国外所得対応分	
				①	②
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	3	円	納付した個別控除 対象外国法人税額	20	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	4	円	その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	22	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	5	円	非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表「26」 (マイナスの場合は0)	24	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	6	円	別表六(二)「12」の金額	26	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	7	円	小 計	28	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	8	円	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額	30	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	9	円	各連結法人の個別調 整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	32	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	10	円	令和2年旧法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額	34	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	11	円	令和2年旧法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	36	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	12	円	小 計	38	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	13	円	計	40	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	14	円	計	42	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	15	円	計	43	円

別表六の二(二)付表 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)「19」)	47	円
連結控除限度個別帰属額 (13)	45	円	地方法人税の控除限度個別帰属額 (47) × (11) (12)	48	円
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46	円	控 除 可 能 な 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額	49	円

改正前

(12 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 等	法人名	()
---------------------------------	-----	-----

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分	国外所得対応分	
				①	②
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	3	円	納付した個別控除 対象外国法人税額	20	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	4	円	その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	22	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	5	円	非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表「26」 (マイナスの場合は0)	24	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	6	円	別表六(二)「12」の金額	26	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	7	円	小 計	28	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	8	円	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額	30	円
当期の 連 結 個 別 控 除 限 度 額	9	円	各連結法人の個別調 整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	32	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	10	円	令和2年旧法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額	34	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	11	円	令和2年旧法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	36	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	12	円	小 計	38	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	13	円	計	40	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	14	円	計	42	円
当期に 控 除 可 能 な 金 額 の 計 算	15	円	計	43	円

別表六の二(二)付表 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)「19」)	47	円
連結控除限度個別帰属額 (13)	45	円	地方法人税の控除限度個別帰属額 (47) × (11) (12)	48	円
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46	円	控 除 可 能 な 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額	49	円

改正後

(11 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等		法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2	当 期	① 円 ② 円
当期の恒久的施設帰属所得金額	3	の 加	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	外 国	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	源 泉	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	算 所	
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	得 限	
当期の調整外国所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8	に 係	
(7) × 90%	9	る 減	
調整外国所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10	所 得	
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	11	の 金	
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12	算 額	
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13	の 仮	
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14	計	
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	算	
		計 (16)+(27)-(37)	
		非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	
		計 (38)-(39)	

別表六の三 令四・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42	恒久的施設帰属地方法人税額 $(44) \times 10.3\% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43	地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

改正前

(13 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等		法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	区 分	国外所得対応分 ①のうち非課税所得分
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2	当 期	① 円 ② 円
当期の恒久的施設帰属所得金額	3	の 加	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	外 国	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	源 泉	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	算 所	
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	得 限	
当期の調整外国所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8	に 係	
(7) × 90%	9	る 減	
調整外国所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10	所 得	
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	11	の 金	
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12	算 額	
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13	の 仮	
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14	計	
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	算	
		計 (16)+(27)-(37)	
		非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	
		計 (38)-(39)	

別表六の三 令三・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42	恒久的施設帰属地方法人税額 $(44) \times 10.3\% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43	地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

改正後

(12 別表十三 (五))

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十三(五) 合四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
(号該当)					
譲渡した資産の種類	1				
譲渡した資産の取得年月日	2				
譲渡した資産の所在地	3				
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5				
対価の額	6	円	円	円	円
帳簿価額	7				
譲渡に要した経費の額	8				
計 (7) + (8)	9				
差益割合	10				
取得した買換資産の種類	11				
取得した買換資産の所在地	12				
取得年月日	13				
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15				
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16				
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17				
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
取得価額	20	円	円	円	円
計 (14) × (18) ÷ (19)	21				
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	22				
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	23				
圧縮基礎取得価額 ((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	24				
前期末の取得価額	25				
前期末の帳簿価額	26				
圧縮基礎取得価額 (23) × (25) ÷ (24)	27				
圧縮限度額 ((23)又は(26)) × (10) × 80/100又は75/100	28				
圧縮限度超過額 (21) - (27)	29				
取得価額に算入しない金額 ((21)と(27)のうち少ない金額)又は((21)と(27)のうち少ない金額) × 80/100	30	円			円
対価の額の合計額 (6の計)	31				
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	32				
特別勘定の対象となり得る金額 (30) - (31)	33				
翌期繰越額の計算基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((32)と(33)のうち少ない金額) + 80/100又は75/100	34				
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	35				
当期中において買換資産の取得に充てた金額	36				
翌期繰越す対価の額の合計額 (33) - (34) - (35)	37				
特別勘定に経理した金額	38				
(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	39				
繰入限度額 ((38) × (10) × 80/100又は75/100)	40				
繰入限度超過額 (37) - (39)	41				
当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(37) - (40))	42				
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	43				
当期中に益金の額に算入すべき金額	44				
期末特別勘定残額 (41) - (42) - (43)	45				
その他参考となる事項					

改正前

(14 別表十三 (五))

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十三(五) 合三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
(号該当)					
譲渡した資産の種類	1				
譲渡した資産の取得年月日	2				
譲渡した資産の所在地	3				
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5				
対価の額	6	円	円	円	円
帳簿価額	7				
譲渡に要した経費の額	8				
計 (7) + (8)	9				
差益割合	10				
取得した買換資産の種類	11				
取得した買換資産の所在地	12				
取得年月日	13				
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15				
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16				
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17				
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
取得価額	20	円	円	円	円
計 (14) × (18) ÷ (19)	21				
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	22				
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	23				
圧縮基礎取得価額 ((24)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	24				
前期末の取得価額	25				
前期末の帳簿価額	26				
圧縮基礎取得価額 (23) × (25) ÷ (24)	27				
圧縮限度額 ((23)又は(26)) × (10) × 80/100又は75/100	28				
圧縮限度超過額 (21) - (27)	29				
対価の額の合計額 (6の計)	30	円			円
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	31				
特別勘定の対象となり得る金額 (29) - (30)	32				
特別勘定の金額の計算基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 ((30)と(32)のうち少ない金額) + 80/100又は75/100	33				
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	34				
当期中において買換資産の取得に充てた金額	35				
翌期繰越す対価の額の合計額 (32) - (33) - (34)	36				
特別勘定に経理した金額	37				
(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38				
繰入限度額 ((37) × (10) × 80/100又は75/100)	39				
繰入限度超過額 (36) - (38)	40				
当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(36) - (39))	41				
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42				
当期中に益金の額に算入すべき金額	43				
期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)	44				
その他参考となる事項					

改正後

(13 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の六

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		円	
内額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1	
法人当額	法人税の額 (別表一「9」-別表六(五の二)「7」)	2	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
所得計	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の六)付表「31」の合計)	5	
法人当額	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
所得計	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控除	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	9	
連税額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
法人当額	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地方法人税の額から控除する金額 (8)と(別表一の二「38」)-(別表六の二(二の二)「34」)のうち少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個別帰属額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

改正前

(15 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の六

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		円	
内額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1	
法人当額	法人税の額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
所得計	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の六)付表「31」の合計)	5	
法人当額	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
所得計	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控除	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	9	
連税額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
法人当額	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地方法人税の額から控除する金額 (8)と(別表一の二「38」)-(別表六の二(二の二)「34」)のうち少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個別帰属額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

(14 別表十八 (一))

(追 加)

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名
-------	---	---	-----

法人名	1	通算親法人						計
法人番号								
納税地	2							
事業年度等	3	・	・	・	・	・	・	・

別表十八(一) 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 各通算法人の所得金額等に関する明細書

所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5							
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6							
所得金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)が0以上の場合のその0以上の額	7							
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8							
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9							
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10							
(10)のうち0を超える金額	11							
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12							
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13							
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14							
(13)のうち0を超える金額	15							
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16							
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17							
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18							
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19							
(18)のうち0を超える金額	20							
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21							
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22							
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23							
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24							
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25							
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26							
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27							
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28							
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29							
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30							

II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書

地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32							
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33							
(32)のうち0を超える金額	34							

(16 別表十八(一)付表二)

(追加)

各通算法人の所得限度額等に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表十八(一)付表二 令四・四・一以後終了事業年度分

法人名		通算親法人		法人番号		
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・ ・	円	円	円	円	円
	・ ・					
法人名	法人番号					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・ ・	円	円	円	円	円
	・ ・					
法人名	法人番号					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・ ・	円	円	円	円	円
	・ ・					
法人名	法人番号					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・ ・	円	円	円	円	円
	・ ・					
法人名	法人番号					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・ ・	円	円	円	円	円
	・ ・					
計						
所得限度額	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額	既算出超過控除対象額	非特定欠損控除前所得金額	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額	調整非特定欠損控除前所得金額
1	円	2	円	3	円	4
	・ ・		円	円	円	円
	・ ・					

改正後

改正前

(17 別表十八 (二))

(追加)

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

法人名	事業年度					計
	通算親法人	：	：	：	：	
法人番号						
納税地						
事業年度	：	：	：	：	：	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は別表六(十)「1」)						
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は別表六(十)「4」)						
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は別表六(十)「5」)						
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は別表六(十)「8」)						
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は別表六(十)「14」)						
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は別表六(十)付表「28」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は別表六(十)付表「35」)						
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)						

別表十八(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

改 正 後

改 正 前

(18 別表十八 (三))

(追 加)

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
法人名	通算親法人						計
法人番号							
納税地							
事業年度		：	：	：	：	：	
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表二「4」)	人	人	人	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)							
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)							
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)							
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)							
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	円	円	円	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)							
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)							
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)							
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)							
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)							
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)							
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)							
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)							
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)							
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」が0以上の場合のその0以上の額)							
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」が0を下回る場合のその下回る額)							
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)							
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」-別表七(四)「10」-「12」-別表十(三)「43」-別表十二(十四)「10」+「43の計」-別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額)							
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」-別表七(四)「10」-「12」-別表十(三)「43」-別表十二(十四)「10」+「43の計」-別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額)							
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)							
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)							
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)							

別表十八(三) 令四・四・一以後終了事業年度分

前

正

改

(16 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地	(電話番号 _____)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
税理士名	

令和 年 月 日

税務署長殿

整理番号

前事業年度等	自令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日
地方法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日

通 信 日 付 印	確 認
年 月 日	年 月 日
この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額
この申告に より増加する 額	この申告に より増加する 額
この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額
この申告に より増加する 地方法人税額	この申告に より増加する 地方法人税額

前事業年度の法人税額	前事業年度の法人税額
差引法人税額	差引法人税額
月数換算 同上の税額 × 6	月数換算 同上の税額 × 6
納付すべき法人税額 円 00	納付すべき地方法人税額 円 00

別表十八

令三・四・一以後提出分

後

正

改

(19 別表十九)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地	(電話番号 _____)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
税理士名	

令和 年 月 日

税務署長殿

通算グループ整理番号

前事業年度等	自令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日
地方法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日

通 信 日 付 印	確 認
年 月 日	年 月 日
この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額
この申告に より増加する 額	この申告に より増加する 額
この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額
この申告に より増加する 地方法人税額	この申告に より増加する 地方法人税額

前事業年度の法人税額	前事業年度の法人税額
差引法人税額	差引法人税額
月数換算 同上の税額 × 前事業年度の月数	月数換算 同上の税額 × 前事業年度の月数
納付すべき法人税額 円 00	納付すべき地方法人税額 円 00

別表十九

令四・四・一以後提出分

前

正

改

(17 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地	(電話番号 — —)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者所	
税理士名	

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
税務署長殿		税務署長殿	
令和 年 月 日	連結事業年度分予定申告書	令和 年 月 日	連結事業年度分予定申告書
令和 年 月 日	課税事業年度分予定申告書	令和 年 月 日	課税事業年度分予定申告書
通 信 日 付 印	確 認	通 信 日 付 印	確 認
年 月 日	百万 千 円	年 月 日	百万 千 円
法人税額の計算	この申告前額	法人税額の計算	この申告前額
この申告に より増加する 法人税額	0.0	この申告に より増加する 法人税額	0.0
この申告前の 地方法人税額	0.0	この申告前の 地方法人税額	0.0
この申告による 地方法人税額	0.0	この申告による 地方法人税額	0.0
この申告が修正申告である場合の 地方法人税額の計算		この申告が修正申告である場合の 地方法人税額の計算	
前連結事業年度等	修正・更正・決定の年月日	前連結事業年度等	修正・更正・決定の年月日
法人税額の計算	令和 年 月 日	法人税額の計算	令和 年 月 日
前連結事業年度の法人税額	百万 千 円	前連結事業年度の法人税額	百万 千 円
同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0	同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0
差引法人税額		差引法人税額	
月数換算	同上の税額 × <u>6</u>	月数換算	同上の税額 × <u>6</u>
納付すべき法人税額	千 円 0.0	納付すべき法人税額	千 円 0.0
地方法人税額の計算	令和 年 月 日	地方法人税額の計算	令和 年 月 日
前連結事業年度の地方法人税額	百万 千 円	前連結事業年度の地方法人税額	百万 千 円
同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0	同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0
差引地方法人税額		差引地方法人税額	
月数換算	同上の税額 × <u>6</u>	月数換算	同上の税額 × <u>6</u>
納付すべき地方法人税額	千 円 0.0	納付すべき地方法人税額	千 円 0.0

別表十八の二
令三・四・一以後提出分

後

正

改

(20 別表十九の二)

旧法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書
旧地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地	(電話番号 — —)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者所	
税理士名	

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
税務署長殿		税務署長殿	
令和 年 月 日	連結事業年度分予定申告書	令和 年 月 日	連結事業年度分予定申告書
令和 年 月 日	課税事業年度分予定申告書	令和 年 月 日	課税事業年度分予定申告書
通 信 日 付 印	確 認	通 信 日 付 印	確 認
年 月 日	百万 千 円	年 月 日	百万 千 円
法人税額の計算	この申告前額	法人税額の計算	この申告前額
この申告に より増加する 法人税額	0.0	この申告に より増加する 法人税額	0.0
この申告前の 地方法人税額	0.0	この申告前の 地方法人税額	0.0
この申告による 地方法人税額	0.0	この申告による 地方法人税額	0.0
この申告が修正申告である場合の 地方法人税額の計算		この申告が修正申告である場合の 地方法人税額の計算	
前連結事業年度等	修正・更正・決定の年月日	前連結事業年度等	修正・更正・決定の年月日
法人税額の計算	令和 年 月 日	法人税額の計算	令和 年 月 日
前連結事業年度の法人税額	百万 千 円	前連結事業年度の法人税額	百万 千 円
同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0	同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0
差引法人税額		差引法人税額	
月数換算	同上の税額 × <u>6</u>	月数換算	同上の税額 × <u>6</u>
納付すべき法人税額	千 円 0.0	納付すべき法人税額	千 円 0.0
地方法人税額の計算	令和 年 月 日	地方法人税額の計算	令和 年 月 日
前連結事業年度の地方法人税額	百万 千 円	前連結事業年度の地方法人税額	百万 千 円
同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0	同の上の土地増減税額等に係る金額	0.0
差引地方法人税額		差引地方法人税額	
月数換算	同上の税額 × <u>6</u>	月数換算	同上の税額 × <u>6</u>
納付すべき地方法人税額	千 円 0.0	納付すべき地方法人税額	千 円 0.0

別表十九の二
令四・四・一以後提出分

(22 別表二十)

納税地		令和 年 月 日	青色申告	一連番号
法人名		事業種目	整理番号	事業年度(至)
代表者		売上金額	申告年月日	通達日付
住所		申告区分	法人税	申告書

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) (計算期間 令和 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億 百万 千 円	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十億 百万 千 円
確定給付年金資産管理運用契約分	2		(15)の12相当額	16	
確定給付年金基金資産運用契約分	3		分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17	
確定拠出年金資産管理契約分	4		(17)の12相当額	18	
個人型年金に係る分	5		課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19	
退職等年金給付に係る分	6		合併法人等の退職年金等積立金額	20	
勤労者財産形成給付契約分	7		(20)の12相当額	21	
勤労者財産形成基金給付契約分	8		合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22	
厚生年金基金契約分	9		(22)の12相当額	23	
適格退職年金契約分	10		課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11	0 0 0 0	この申告が修正申告である場合	25	
法人税額 (11) × 10.3%	12	0 0 0 0	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	30	0 0 0 0
中間申告分の法人税額	13	0 0 0 0			
差引この申告により納付すべき法人税額 (12)-(13)	14	0 0 0 0			

別表二十退職年金業務等を行う法人の分...令四・四・一以後終了事業年度等分

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億 百万 千 円	この申告前の課税標準法人税額	35	十億 百万 千 円
地方法人税額 (31) × 10.3%	32		確定地方法人税額	36	
中間申告分の地方法人税額	33	0 0 0 0	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37	0 0 0 0
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34	0 0 0 0			

税理士 署名

(19 別表十九)

納税地		令和 年 月 日	青色申告	一連番号
法人名		事業種目	整理番号	事業年度(至)
代表者		売上金額	申告年月日	通達日付
住所		申告区分	法人税	申告書

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) (計算期間 令和 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億 百万 千 円	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十億 百万 千 円
確定給付年金資産管理運用契約分	2		(15)の12相当額	16	
確定給付年金基金資産運用契約分	3		分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17	
確定拠出年金資産管理契約分	4		(17)の12相当額	18	
個人型年金に係る分	5		課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19	
退職等年金給付に係る分	6		合併法人等の退職年金等積立金額	20	
勤労者財産形成給付契約分	7		(20)の12相当額	21	
勤労者財産形成基金給付契約分	8		合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22	
厚生年金基金契約分	9		(22)の12相当額	23	
適格退職年金契約分	10		課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11	0 0 0 0	この申告が修正申告である場合	25	
法人税額 ((11),(19)又は(24)の1%相当額)	12	0 0 0 0	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	30	0 0 0 0
中間申告分の法人税額	13	0 0 0 0			
差引この申告により納付すべき法人税額 (12)-(13)	14	0 0 0 0			

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...令三・四・一以後終了事業年度等分

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億 百万 千 円	この申告前の課税標準法人税額	35	十億 百万 千 円
地方法人税額 (31) × 10.3%	32		確定地方法人税額	36	
中間申告分の地方法人税額	33	0 0 0 0	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37	0 0 0 0
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34	0 0 0 0			

税理士 署名